

もしものときのために…少ない掛金で大きな補償を受けられる

交通災害共済に加入しましょう

会費は年間
一人 500円

交通災害共済とは、会員が交通災害によりケガをしたり死亡した時、その被災者や家族に見舞金を送り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため、県内全市町村で共同運営している相互扶助制度です。

加入要件

- 1 県内市町村の区域内に居住している方。
 - 2 県内に居住している家族と生計を一にしている家族で県外に単身赴任している方や親元を離れて生活している学生。
- ※ 但し、家族であっても県外に就職し、独立して生計を維持している方は除きます。

加入方法

- 加入申込書に会費（1人500円）を添えて、以下の方法で申し込みできます。
- (1) 各町内の嘱託員による取りまとめ。
 - (2) 郵便局以外の金融機関（銀行・農協）での申し込み。
 - (3) 役場総務課庶務係での申し込み。

見舞金請求に際しての注意事項

- ◎ 見舞金の請求には医師、柔道整復師等の**実治療日数が7日以上**が必要です。（6日以下のものは請求できません）
- ◎ **請求期間は交通災害を受けた日から起算して1年以内です。**（治療継続中であっても1年を超えると請求できません。）
- ◎ どんなに小さい交通災害でも警察へ届けて**交通事故証明書**を受けようとして下さい。（交通事故証明書がない場合の見舞金は9等級を限度として支給されます。）

◎ **共済期間**は、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで。

（※ 途中加入の場合は、加入した月の翌日から平成18年3月31日までです。）

◎ **お申し込み期間**は、平成17年2月1日から平成17年3月31日まで。

◎ 見舞金支払対象となる交通災害

- 1、自動車、自転車等に伴う交通災害。
（道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等の人身事故。）
- 2、電車、ケーブルカー等に伴う交通災害。
（鉄道線路で交通に起因した事故で人の死傷が伴うもの。）
- 3、身体障害者用車いす（手動式、電動式、電動三輪車等）に伴う交通災害。
（道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等の人身事故。）

× 見舞金支払対象にならない交通災害

- 1、会員の故意または重大な過失による場合。
- 2、会員の無免許、無資格運転または酒気帯び運転（自転車も含む）の場合。
（これらの事情知りながら同乗の場合も含む。）
- 3、会員の犯罪中の行為。
- 4、会員又はその遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合。
- 5、地震、洪水等の天災による事故。
- 6、単に歩行中にケガをした場合。
（車両等の交通に起因しない人身事故。）

● 共済見舞金等級表

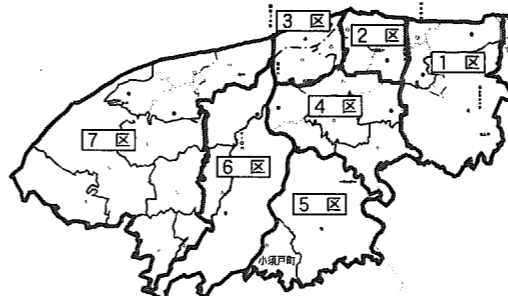
等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,200,000円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級区分1級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,200,000円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級区分2級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	700,000円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上の傷害	200,000円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上の傷害	170,000円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上の傷害	140,000円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上の傷害	120,000円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上の傷害	100,000円
9	入院通院の実治療日数27日以上の傷害	70,000円
10	入院通院の実治療日数13日以上の傷害	50,000円
11	入院通院の実治療日数7日以上の傷害	30,000円



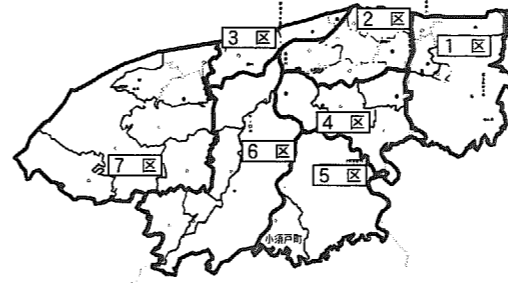
交通災害は誰もが遭いたいとは思っていません。しかし、いつ、どこで遭うかわかりません。ぜひこの機会に加入して万一の交通災害に備えましょう。
また、何か不明な点がありましたら役場総務課庶務係（内線250）までご一報ください。

凡例	市町村界	連絡所界	行政区界
	支所・出張所界		

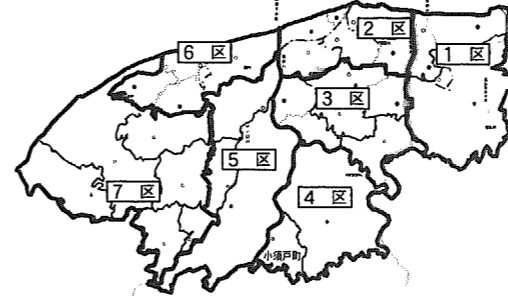
C変更案
C案を基本に巻町を含む区割りパターンとした。



D案
B変更案を基本に巻町を含む区割りパターンとした。



E案
C変更案を基本に巻町を含む区割りパターンとした。



区	対象区域	変更内容	人口(人)	面積(㎡)
1区	新潟市北地区事務所管区域、豊栄市		77,858 (77,858)	107.85 (107.85)
2区	新潟市中地区事務所管区域、東地区事務所管区域の一部（木戸地区の一部、大形地区）	新潟市東地区事務所管区域の分割は、沼垂小学校区の境界である栗ノ木川、臨港貨物線などを境界とし、新潟市東地区事務所管区域の分割は、江南小学校区を境界とした。	97,801 (101,496)	34.61 (35.39)
3区	新潟市東地区事務所管区域の一部（沼垂地区、木戸地区の一部）、南地区事務所管区域の一部（鳥屋野地区、曾野木地区の一部）、中央地区の一部（本庁・関屋地区の一部、入舟地区）	新潟市東地区事務所管区域の沼垂小学校区は、3区とした。新潟市中央地区の分割は、青山小学校区の境界である関屋分水路を境界とし、新潟市南地区事務所管区域の一部区域（高美町、中部処理場）は、3区とした。	161,733 (158,485)	28.28 (27.27)
4区	新潟市東地区事務所管区域の一部（木戸地区の一部）、石山地区事務所管区域、南地区事務所管区域の一部（曾野木地区の一部、両川地区）、横越町、亀田町	新潟市東地区事務所管区域の江南小学校区は、4区とした。新潟市南地区事務所管区域の分割は、鳥屋野地区、曾野木地区連絡所界を境界とした。	123,614 (123,780)	89.55 (89.78)
5区	小須戸町、新津市		76,314 (76,314)	95.19 (95.19)
6区	新潟市黒崎支所管区域、白根市、味方村		70,710 (70,710)	117.47 (117.47)
7区	新潟市中央地区の一部（本庁・関屋地区の一部）、坂井輪地区事務所管区域、西地区事務所管区域、岩室村、西川町、湯東村、月湯村、中之口村、巻町	新潟市中央地区の青山小学校区は、7区とした。	200,939 (170,840)	253.14 (177.00)
計			808,969 (779,483)	726.09 (649.95)

太字の箇所は、今回変更された箇所です
() 内は先回のパターン

区	対象区域	説明	人口(人)	面積(㎡)
1区	新潟市北地区事務所管区域、豊栄市		77,858	107.85
2区	新潟市中地区事務所管区域、東地区事務所管区域、石山地区事務所管区域の一部（石山地区）、南地区事務所管区域の一部（鳥屋野地区、曾野木地区の一部）	B変更案の、4区の新潟市石山地区事務所管区域の分割は、石山地区、大江山地区連絡所界を境界とし、石山地区を2区とし、新潟市南地区事務所管区域の一部区域（高美町、中部処理場）も、2区とした。	251,177	63.40
3区	新潟市中央地区、坂井輪地区事務所管区域、西地区事務所管区域の一部（内野地区の一部）		161,661	32.62
4区	新潟市石山地区事務所管区域の一部（大江山地区）、南地区事務所管区域の一部（曾野木地区の一部、両川地区）、横越町、亀田町	B変更案の新潟市石山地区事務所管区域の分割は、石山地区、大江山地区連絡所界を境界とし、大江山地区を4区とした。	65,733	79.04
5区	小須戸町、新津市		76,314	95.19
6区	新潟市黒崎支所管区域、白根市、味方村、月湯村、中之口村		81,024	146.67
7区	新潟市西地区事務所管区域の一部（内野地区の一部、赤塚地区、中野小屋地区）、岩室村、西川町、湯東村、巻町		95,202	201.32
計			808,969	726.09

区	対象区域	説明	人口(人)	面積(㎡)
1区	新潟市北地区事務所管区域、豊栄市		77,858	107.85
2区	新潟市中地区事務所管区域、東地区事務所管区域の一部（沼垂地区、木戸地区の一部、大形地区）、南地区事務所管区域の一部（鳥屋野地区、曾野木地区の一部）、中央地区の一部（本庁・関屋地区の一部、入舟地区）	C変更案の2区と3区を1つの区としてまとめ、2区とした。	259,534	62.89
3区	新潟市東地区事務所管区域の一部（木戸地区の一部）、石山地区事務所管区域、南地区事務所管区域の一部（曾野木地区の一部、両川地区）、横越町、亀田町	C変更案の4区を3区とした。	123,614	89.55
4区	小須戸町、新津市	C変更案の5区を4区とした。	76,314	95.19
5区	新潟市黒崎支所管区域、白根市、味方村	C変更案の6区を5区とした。	70,710	117.47
6区	新潟市中央地区の一部（本庁・関屋地区の一部）、坂井輪地区事務所管区域、西地区事務所管区域	C変更案の7区から、西蒲原郡地区を除いた地区を6区とした。	132,278	62.97
7区	岩室村、西川町、湯東村、月湯村、中之口村、巻町	C変更案の7区から、西蒲原郡地区を1つの区とし、7区とした。	68,661	190.17
計			808,969	726.09